

令和 7 年山形県教育委員会 3 月臨時会の会議結果について

令和 7 年 3 月 24 日
教 育 局

- 日 時 令和 7 年 3 月 24 日（月）午後 2 時～午後 2 時 50 分
○場 所 山形県庁舎 教育委員会
○出席委員等 高橋教育長、小関委員、工藤委員、和田委員、丹治委員、手塚委員
○報 告

報 告		担 当 課
(1)	「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」の策定について	教育政策課
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき、山形県総合教育会議での協議を経て知事が策定した「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」について報告がありました。	

- 議 事 原案のとおり可決されました。

議 案		担 当 課
議第 1 号	第 7 次山形県教育振興計画の策定について	教育政策課
	教育基本法第 17 条第 2 項に規定する計画であり、今後おおむね 10 年間を通じて目指す本県教育の姿を示す「第 7 次山形県教育振興計画」を策定しました。	
議第 2 号	山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
	令和 7 年度組織改編に伴い、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第 3 号	教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
	令和 7 年度組織改編等に伴い、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第 4 号	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について	教職員課
	子の看護休暇の取得事由の拡大等に伴う本規則の規定の改正に係る教育長が行った専決処理について承認しました。	
議第 5 号	教職員の人事について	教職員課
	次のとおり職員の懲戒処分を行うことに決定しました。 ・わいせつな行為（盗撮） 懲戒免職：1 名 ・不適切な業務執行（事務処理の懈怠等） 停職 3 月：1 名 〔管理監督責任〕 減給 10 分の 1 1 月：2 名 ・交通違反（人身加害事故） 戒告：2 名	

※議第 5 号は人事に関する案件であるため、秘密会で審議されました。

以 上